

柔道整復療養費検討専門委員会に おける議論の整理に係る検討(案)

その他関係

⑪初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更

- 初検時相談支援料について、より質の高い相談支援を行う者が加算を得られるよう、施術管理者の実務経験や研修受講などの一定の要件を満たす施術管理者がいる施術所に限って算定可能とする仕組みへの変更に向けて検討する。

スケジュール案

- 施術管理者の要件に係る検討と併せて検討

⑮原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集

検討の方向

- ・ 厚生労働省において、支給申請書のデータを保管している施術者団体、保険者に対して、原因疾患毎の長期・頻回事例に係るデータ収集のための調査の依頼を実施する。
- ・ 厚生労働省において、頻度調査で使用しているデータを活用し長期・頻回事例の原因疾患を確認する。
- ・ 上記のデータを分析し、原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの状況を把握することとする。

スケジュール案

- ・ ~29年度前半 調査の実施
- ・ 29年度後半~ データの解析、著しい長期・頻回事例における療養費の算定基準の検討

⑩柔道整復療養費とあはき療養費の併給の実態把握

検討の方向

- ・ 柔道整復療養費とあはき療養費の併給の実態把握を行う。
- ・ 調査に当たっては、保険者の協力を得て行うこととし、調査方法や調査内容について検討、調整の上、調査を実施する。

スケジュール案

- ・ ~29年度前半 調査の実施
- ・ 29年度後半~ 調査結果の分析、必要に応じて対応の検討

⑰支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

検討の方向

- ・ 支給申請書における負傷原因の記載については、1部位目から求めるべきといった意見があった一方で、全ての支給申請書に1部位目から負傷原因を記述することは負担が大きいため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見があり、さらに検討する。

スケジュール案

- ・ 次期以降の改定においてさらに検討

(参考1)

○健康保険法施行規則(大正15年7月内務省令第36号)

第66条 法第87条第1項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日並びに負傷の経過

四～九 (略)

2～4 (略)

(参考2)

○ 昭和49年より「負傷の原因」欄には、次の各項目(4の項目については、船員保険に限る。)のうち該当するものを記載することで足りるものとされた。

- 1 業務災害、通勤災害または、第三者行為以外の原因による。
- 2 第三者行為による。(自動車事故、その他の事故)
- 3 業務災害(通勤災害、第三者行為)の疑いがある原因による。()
- 4 職務上(通勤)の原因による。

(注1)2に該当するときは、()内に自動車事故、その他の事故の別を記載すること。

(注2)3に該当するときは、()内に具体的な傷病の原因を記載すること。

(参考3)

○「柔道整復に係る療養費支給申請書の「負傷の原因」欄の記載について(通知)」(平成16年5月28日付け保医発第0528001号)

標記については、「『業務災害、通勤災害または、第三者行為以外の原因による。』、『第三者行為による。(自動車事故、その他の事故)』、『業務災害(通勤災害、第三者行為)の疑いがある原因による。』」等の記載で差し支えないこととしているが、平成16年7月1日以降の施術分より、以下のように取扱うこととしたので、関係者に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようご配慮を願いたい。

記

施術部位が4部位以上の請求書において、4部位目を所定料金の100分の33に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を療養費支給申請書に記載することとしたこと。

(参考4)

○「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」(平成22年5月24日付け保医発0524第3号)

1 柔道整復施術療養費支給申請書への記載について

(1) 3部位以上の請求に係る負傷の原因について

本年9月1日以降の施術分から、施術部位が3部位以上の柔道整復施術療養費支給申請書(以下「申請書」という。)において、3部位目を所定料金の100分の70に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載することとしたこと。

(2) (略)

⑱問題ある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

検討の方向

- ・ 問題のある患者について、保険者において受療委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えることについては、問題のある患者を特定する仕組みや事後的に償還払いとする場合の取扱など事務的に検討すべき点があり、今後の検討課題とする。

スケジュール案

- ・ 次期以降の改定において検討課題とする